



# 監督署からのお知らせ (2023年6月)

令和5年6月19日

今年の全国安全週間のスローガンは、「**高める意識と安全行動**」です

## 《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

### < 令和4年 労働災害発生状況 (確定値) >

業種	令和2年確定値		令和3年確定値		令和4年確定値		3年と4年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業	362	3	427	3	350	2	-77 (-18.0%)	-1
製造業	100	2	124	1	110	1	-14 (-11.3%)	0
食料品製造業	52	2	79	1	56	0	-23 (-29.1%)	-1
水産食料品製造業	46	2	68	1	43	0	-25 (-36.8%)	-1
建設業	76	0	75	0	39	0	-36 (-48.0%)	0
土木工事業	38	0	36	0	23	0	-13 (-36.1%)	0
建築工事業	30	0	30	0	10	0	-20 (-66.7%)	0
その他の建設業	8	0	9	0	6	0	-3 (-33.3%)	0
陸上貨物運送事業	27	1	28	2	36	0	8 (28.6%)	-2
商業	43	0	67	0	46	0	-21 (-31.3%)	0
小売業	38	0	51	0	37	0	-14 (-27.5%)	0
保健衛生業	38	0	34	0	39	0	5 (14.7%)	0
社会福祉施設	34	0	27	0	31	0	4 (14.8%)	0
上記以外の業種	78	0	99	0	80	1	-19 (-19.2%)	1

### 令和4年

労働災害件数が確定しました。新型コロナウイルスによる休業件数を除いて集計しています。令和3年と比べ、死傷者数は18.0%減、死亡者数は1名の減となりました。全体の傾向としては転倒、切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれといった不安全行動に起因した災害が多く発生しています。なお、前回の「お知らせ」において、「上記以外の業種」の集計に誤りがありましたので、修正しております。

### < 令和5年 労働災害発生状況 (令和5年5月末時点) >

業種	令和4年1月～5月		令和5年1月～5月		4年と5年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業	127	0	115	6	-12 (-9.4%)	6
製造業	40	0	26	2	-14 (-35.0%)	2
食料品製造業	21	0	16	0	-5 (-23.8%)	0
水産食料品製造業	15	0	14	0	-1 (-6.7%)	0
建設業	10	0	22	3	12 (120.0%)	3
土木工事業	5	0	6	0	1 (20.0%)	0
建築工事業	1	0	9	2	8 (800.0%)	2
その他の建設業	4	0	7	1	3 (75.0%)	1
陸上貨物運送事業	18	0	12	0	-6 (-33.3%)	0
商業	17	0	16	1	-1 (-5.9%)	1
小売業	14	0	11	0	-3 (-21.4%)	0
保健衛生業	17	0	14	0	-3 (-17.6%)	0
社会福祉施設	14	0	10	0	-4 (-28.6%)	0
上記以外の業種	25	0	25	0	0 (0.0%)	0

### 令和5年

全産業の死傷者数は前年同期を下回っていますが4月までに6件の死亡災害が発生しています。死亡災害の原因は最も多い交通事故のほか墜落・転落、はさまれ・巻き込まれです。

災害の増加した業種も見られますが、業種にかかわらず、今一度緊急事態宣言の趣旨を理解いただき、安全行動の徹底をお願いします。



労働災害統計

## 《 6月は「全国安全週間準備期間」、7月は「全国安全週間」です 》

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和5年度は、「**高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場**」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしています。「全国安全週間準備期間」と「全国安全週間」の期間中に職場の安全について総点検を行い、安全意識の向上を図りましょう！



実施要綱



## 《 労働保険年度更新の手続きは7月10日までです 》

今月から労働保険年度更新の申告書を受け付けています。今年度は雇用保険料率が年度途中で改定されるなど、例年より事務量が増えることが想定されます。未提出の皆様には、リンク先の動画等を参考に申告書を作成くださるよう、お願いします。

また、以下のとおり申告書受付・相談コーナーを開設します(9:00～12:00、13:00～16:00、土日は除く)。

【石巻】石巻労働基準監督署 2階会議室

7月5日(水)～7月10日(月)

【気仙沼】気仙沼駅前プラザ 1階会議室：気仙沼市古町 3-3-8

7月6日(木)～7月10日(月)



年度更新関係リンク

## 《 業務改善助成金の活用を！ 》

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、**事業場内最低賃金**を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

政府の目標は全国加重平均（労働者数で平均したもの）で時間額 1,000 円とすることなので、今年度も大幅な最低賃金の引き上げが見込まれます。中小企業の労働分配率が 7 割以上と言われる中、生産性の向上が賃金引き上げの必須要件となっています。

厚生労働省では賃金引き上げ特設ページを開設するとともに、業務改善助成金の活用による企業内最低賃金の引き上げをサポートしています。最低賃金の改訂時期に対して、生産性向上の手法を検討する時間や申請に要する時間を考慮すると、この時期からの取り組みが大切です。最初は使いにくいと感じると思いますが、是非活用を検討してみてください。



業務改善助成金サイト



賃金特設ページ

## 《 6 月は「外国人労働者問題啓発月間」です 》

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人労働者問題啓発月間」とし、「共生社会は魅力ある職場環境から～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発活動を行っています。

都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークは、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主および監理団体に対し、あらゆる機会を通じて周知・啓発、指導を行います。「外国人技能実習機構」を始めとする関係機関と連携を図り、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令が適用されることについて周知・啓発を行うこととしています。

## 《 宮城働き方改革推進支援センターを活用しましょう！ 》

宮城働き方改革推進支援センターでは働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。「残業を減らしたい。」「最低賃金の引き上げに対する助成金はあるのか。」「助成金の申請が難しい。」などについて、直接窓口でお答えするほか、メールや訪問で対応しています。詳しくは右のリンクから。



## 《 労働基準協会『令和5年度労務安全衛生管理研修』のご案内 》

今年度 4 回連続で開催される労務安全衛生管理研修会について、労働基準監督署が講師を務める石巻地区及び気仙沼地区の開催予定が決まりました。10月から12月にかけて開催されますが、テーマと日程は以下のとおりです。

回数	テーマ	石巻地区開催日	気仙沼地区開催日
1 回目	労働条件関係	令和 5 年 10 月 24 日(火)	令和 5 年 10 月 18 日(水)
2 回目	安全衛生関係	令和 5 年 11 月 14 日(火)	令和 5 年 11 月 15 日(水)
3 回目	労災補償関係	令和 5 年 12 月 19 日(火)	令和 5 年 12 月 13 日(水)

申し込みは右のリンクから



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。）

お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366  
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483  
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます（9：00～16：00）  
（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）

宮城労働局  
石巻署ページ



宮城労働局  
メールマガジン



電話：0226-25-6921